

# 桑折町いじめ防止基本方針



平成26年8月

桑折町・桑折町教育委員会

## 目 次

はじめに	1
<b>I いじめの防止のための対策の基本的方向に関する事項</b>	<b>1</b>
1 いじめの防止等の対策に関する基本的な考え方	1
2 いじめの定義	1
3 いじめの理解	2
<b>II いじめの防止等のための対策の内容に関する事項</b>	<b>2</b>
1 いじめ防止等に関する基本的な考え方	2
(1) いじめの防止	2
(2) いじめの早期発見	2
(3) いじめへの対処	2
(4) 地域や家庭との連携	3
(5) 関係機関との連携	3
2 いじめ防止等のために町及び町教育委員会が実施する施策	3
(1) いじめの防止等の対策のための組織の設置	3
(2) いじめの防止等のために町及び町教育委員会が実施する施策	3
3 いじめ防止等のために学校が実施すべき施策	4
(1) 学校いじめ防止基本方針の策定	4
(2) 学校におけるいじめ防止等の対策の組織	4
(3) 学校におけるいじめの防止等に関する取組み	5
<b>III 重大事態への対処</b>	<b>6</b>
1 重大事態の意味について	6
2 町教育委員会または学校による調査	6
(1) 重大事態の報告	6
(2) 重大事態の調査主体と調査組織	6
(3) 事実関係を明確にするための調査の実施	6
(4) 調査の実施	6
(5) 調査結果の提供及び報告	7
(6) 調査結果の報告を受けた町長による再調査及び措置	8
<b>IV その他</b>	<b>8</b>

## はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせる恐れがあるものである。

国は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）を平成25年9月28日に施行し、法第11条の規定に基づき、いじめの防止等のための基本的な方針（以下「国の基本方針」という。）を平成25年10月11日に策定した。

これを受けて、桑折町でもいじめ防止基本方針（以下「町の基本方針」という。）を国及び県の方針を参酌しながら、児童生徒の尊厳を保持する目的の下、家庭、学校、地域住民その他関係機関と連携し、本町におけるいじめの防止、早期発見、いじめへの対処などを総合的かつ効果的に推進するために策定する。

## I いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

### 1 いじめの防止等の対策に関する基本的な考え方

- (1) いじめは、全ての児童生徒に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。
- (2) すべての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童生徒が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。
- (3) いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要である。家庭、学校、地域、町その他の関係機関との連携の下、いじめの問題を克服することをめざして行われなければならない。

### 2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。

具体的ないじめの態様は、以下の通りである。

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

### 3 いじめの理解

- (1) いじめは、どの子どもにも、どの学校にも起こりうるものである。
- (2) 嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童生徒が入れ替わりながらも被害も加害も経験するものである。
- (3) 暴力を伴わないいじめであっても、何度も繰り返されたり、多くの者から集中的に行われたりすることで、生命または身体に重大な危険を生じさせる。
- (4) 学級や部活動等の所属集団の構造上の問題（例えば、無秩序性や閉塞性）から起こることもあり、「観衆」としてはやし立てたり、面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるようにすることが必要である。
- (5) いじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、警察に相談することが必要なものや、児童生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生ずるような警察に通報することが必要なものも含まれている。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向を考慮しつつも、速やかに警察に相談・通報の上、警察と連携した対応をとることが必要である。

## II いじめの防止等のための対策に関する事項

### 1 いじめの防止等に関する基本的な考え方

#### (1) いじめの防止

- ① 学校は教育活動全体を通じ、すべての児童生徒に「いじめは決して許されるものではない」ことについての理解を促し、児童生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うとともに、いじめの背景にあるストレス等の要因にも着目し、すべての児童生徒が自己有用感を感じ、安心して学べる教育環境づくりに努める。
- ② 保護者は、家庭において子どものいじめを許さない心を育てるために、善悪の判断や正義感、思いやりの心等を育むとともに、日頃から子どもの悩み等を家庭で相談できる雰囲気づくりに努める。
- ③ 町及び町教育委員会は、いじめ問題への取り組みの重要性について、町民全体に認識を広め、地域、家庭と一体となった取り組みを推進するための普及啓発を行う。

#### (2) いじめの早期発見

- ① いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、すべての大人が連携し、児童生徒のささいな変化に気付く力を高めることが必要である。  
このため、いじめは大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階からの的確に関わりをもち、いじめを隠したり、軽視したりすることなく積極的にいじめの認知に努める。
- ② いじめの早期発見のため、学校や学校の設置者は、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制づくりに努める。

#### (3) いじめへの対応

- ① いじめであることが確認された場合、学校は直ちにいじめを受けた児童生徒やいじ

めを知らせてきた児童生徒の安全を確保し、いじめたとされる児童生徒に対して事情を確認した上で適切に指導する等、組織的な対応をするとともに、家庭や県教育委員会への連絡・相談や事案に応じ関係機関との連携を図り、組織的な対応を行う。

- ② 教職員は、日頃から、いじめを把握した場合の対処の在り方について理解を深めておくとともに、学校における組織的な対応を可能とするような体制を整備する。

#### (4) 地域や家庭との連携

- ① 社会全体で子どもを見守り、健やかな成長を促すため、いじめの問題について学校関係者と地域、家庭が連携した対策を推進する。
- ② より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築する。

#### (5) 関係機関との連携

- ① いじめの問題への対応においては、学校や学校の設置者と関係機関（警察、児童相談所、医療機関等）との適切な連携が必要であるため、日頃から双方の担当者が情報を共有できる体制の構築に努める。

## 2 いじめの防止等のために町及び町教育委員会が実施する施策

### (1) いじめの防止等の対策のための組織の設置

#### ① 「桑折町いじめ問題対策連絡協議会」

いじめの防止等に関する機関及び団体との連携を図るために、法第 14 条第 1 項の規定を踏まえ、条例の定めるところにより、「桑折町いじめ問題対策連絡協議会」（以下「連絡協議会」という）を設置する。

本連絡協議会は、町立小・中学校、町教育委員会事務局、福島中央児童相談所、福島北警察署桑折分庁舎、町 PTA 連絡協議会などの機関、関係団体の委員で構成する。

#### ② 「桑折町いじめ問題調査委員会」

いじめによる児童生徒の生命、心身または財産に重大な被害を生ずるなどの重大な事態に対処し、速やかに当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査、情報の提供、学校が調査を行う場合に必要な指導及び支援を行うため、法第 28 条第 1 項の規定に基づき、「桑折町いじめ問題調査委員会」を設置し、法第 14 条第 3 項の規定に基づく町教育委員会の「附属機関」として併合する。

### (2) いじめの防止等のために町及び町教育委員会が実施する施策

#### ① いじめの防止

ア 各校の学校経営方針に、いじめ問題への対応を明確に示すなど、町内すべての学校において、いじめ防止等の取組みが推進されるよう具体的な指導・助言を行う。

イ 学級指導や学習指導の中で、教師が一人一人の児童生徒と向き合い、児童生徒が抱える課題やその背景を的確に把握し、それらにきめ細かく対応することにより、いじめや不登校等の未然防止に努めるよう施策の充実を図る。

ウ 児童生徒に、思いやりの心や互いの立場や考え方を尊重し合い、社会の一員として共に生きていくことができる開かれた心を育むために、全教育活動を通じた道徳教育の一層の充実や好ましい人間関係の形成に資する体験活動等を推進することができるよう施策の充実を図る。

エ 各校におけるいじめ等の実態調査及び防止等のための取組みについて、定期的に報告を求め、取り組み状況等を点検するとともに、必要に応じて学校に対して取組みの充実を促すなど適切に指導・助言を行う。

オ いじめ防止等のための教職員の資質の向上を図るため、各校の生徒指導担当者をはじめとした教職員研修や会議を計画的に実施する。

カ スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなど心理・福祉等に関する専門的知識を有する者を各学校へ派遣・配置ができるよう必要な措置を講ずる。

② いじめの早期発見

ア いじめの実態把握、早期発見・早期対応を図るため、全校の児童生徒に対してアンケート調査を実施する。

イ 町教育委員会におけるいじめに関する相談・通報の窓口を設置するとともに、町教育委員会以外の相談機関の紹介も含め、児童生徒や保護者、町民等へ必要な周知を図る。

ウ インターネットを通じて行われるいじめ等に対しては、警察など関係機関と連携して実態把握に努める。また、児童生徒や保護者がインターネットを通じて行われるいじめの防止と効果的な対応ができるよう、関係機関と連携して資料等を配布するなど必要な啓発活動を行う。

③ いじめへの対処

ア 町いじめ防止基本方針を踏まえ、町教育委員会より学校に対して、いじめ防止に関する必要な指導・助言を行うとともに、いじめが発生した場合は、必要な支援及び調査を行い、解決のための対応に当たる。

イ いじめを行った児童生徒が同じ学校に在籍していない場合は、町教育委員会が学校相互の連携・協力体制の調整を行いながら、いじめ解決のための対応に当たる。

ウ いじめを受けた児童生徒またはその保護者に対する支援及び、いじめを行った児童生徒に対する指導またその保護者への助言を行う。

エ 教育委員会は、いじめを行った児童生徒に対する出席停止の手続きに関し、必要な事項を教育委員会規則で決める。

④ 家庭と地域との連携

いじめ問題に関する理解を促進し、社会全体で児童生徒を見守り、健やかな成長を促すために、各校において「地域と共に歩む学校」づくりを推進し、その中で、いじめ防止等をはじめとする児童生徒の健全育成のための共通理解を進める場の設定により、PTA や地域の関係団体等と連携していじめ問題に取り組む。

### 3 いじめの防止等のために学校が実施すべき施策

(1) 学校いじめ防止基本方針の策定

① 各学校は、法第 13 条の規定に基づき、国及び県、町が策定した「いじめ防止等のための基本的な方針」を参考にして、自らの学校として、いじめの防止等の取組みについての基本的な方向や、取組みの内容を「学校いじめ防止基本方針」（以下「学校基本方針」という。）として定める。

② 学校基本方針を策定するに当たっては、いじめの防止の観点から学校教育活動全体を通じて、いじめの防止に資する多様なとりくみが体系的・計画的に行われるよう、包括的な取組みの方針を定め、その具体的な指導内容のプログラム化が図られるようにする。

(2) 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

各学校は、法第 22 条の規定に基づき、「学校いじめ対策委員会」（以下「学校対策委員会」という。）を組織する。

学校対策委員会は、複数の教員、スクールカウンセラー等で構成し、内容によっては必要な関係者の出席も可能とするなど、校長が実情に応じて定める。「学校いじめ対策委員会」の役割の主なものとしては、以下のようなものが想定される。

- ① 学校基本方針に基づく取組みの実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割
  - ② いじめの相談・通報の窓口としての役割
  - ③ いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動等に係る情報の収集と記録、共有を行う役割
  - ④ いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割
  - ⑤ 学校基本方針の策定や見直し、いじめの防止等の取組について PDCA サイクルで検証を担う役割
  - ⑥ 法第 28 条第 1 項に規定する重大事態の調査
- (3) 学校におけるいじめの防止等に関する取組み

学校は、町教育委員会と連携して国基本方針別添 2 に示された「学校における『いじめ防止』『早期発見』『いじめに対する措置のポイント』」等を参考とし、具体的な取組みの例にあげるような計画・取組み等をもとに創意工夫の上、いじめ防止や早期発見、いじめが発生した際の対処等に当たる。

① いじめの防止

- ア いじめはどの子どもにも起こり得るという事実を踏まえ、すべての児童生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む。
- イ 未然防止のため、児童生徒が心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規則正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活動できるような授業づくりや集団づくりを行う。
- ウ 集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、互いに認め合える人間関係・学校風土をつくる。
- エ 教職員の言動が児童生徒を傷付けたり、他の児童生徒によるいじめを助長しないよう、指導の在り方に最新の注意を払う。

② いじめの早期発見

- ア いじめは、大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることが多いことを教職員は認識することが必要である。ささいな兆候であってもいじめではないかとの疑いをもって、早い段階からの確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなくいじめを積極的に認知する必要がある。
- イ 日頃から児童生徒の見守りや信頼関係の構築に努め、児童生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。あわせて、学校は定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態調査に取り組む。

③ いじめへの対処

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず速やかに組織的に対応し、被害児童生徒を守り通すとともに、加害児童生徒に対しては、当該児童生徒の人格の成長を旨として教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。

これらの対応について教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。

### Ⅲ 重大事態への対処

#### 1 重大事態の意味について

法第 28 条第 1 項の規定により、いじめの重大事態とは次に掲げる場合をいう。

- (1) いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき。
- (2) いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余議なくされている疑いがあると認めるとき。
  - ① 「いじめにより」とは、各号に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめであることを意味する。
  - ② 「生命、心身または財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。例えば、次のようなケースが想定される。
    - ア 児童生徒が自殺を企図した場合
    - イ 身体に重大な傷害を負った場合
    - ウ 金品等に重大な被害を被った場合
    - エ 精神性の疾患を発症した場合 等
  - ③ 「相当の期間」については、文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」における不登校の定義を踏まえ、年間 30 日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安に関わらず、町教育委員会または学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。

#### 2 町教育委員会または学校における調査

- (1) 重大事態の報告  
学校は、重大事態が発生した場合、直ちに町教育委員会に報告し、町教育委員会はこれを町長に報告する。
- (2) 重大事態の調査主体と調査組織  
重大事態に対処するため、「桑折町いじめ問題調査委員会」が速やかに当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査、情報提供、学校が行う場合の必要な指導及び支援を行う。
- (3) 事実関係を明確にするための調査の実施  
「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為がいつ（いつ頃）、誰から行われ、どのような態様だったのか、いじめを生んだ背景事情としてどのような問題があったのか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を可能な限り網羅的に明確にすることである。  
この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の訴訟への対応を直接の目的とするものではないことは言うまでもなく、学校と町教育委員会が事実に向き合うことで当該事態への対処や同種の事態の再発防止を図るものである。
- (4) 調査の実施
  - ① いじめられた児童生徒からの聴き取りが可能な場合
    - ア いじめられた児童生徒から十分聞き取る。

イ 在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行う。この際、いじめられた児童生徒や情報を提供してくれた児童生徒を守ることを最優先とする。

ウ いじめた児童生徒に事実関係を確認するとともに、指導を行い、いじめ行為を止める。

エ いじめられた児童生徒に対しては、事情や心情を聴取し、いじめられた児童生徒の状況に合わせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援を行う。これらの調査を行うに当たっては、事案の重大性を踏まえて関係機関と適切に連携して対応に当たる。

② いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合

児童生徒の入院や死亡など、いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合は、当該指導生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、調査に着手する必要がある。調査方法としては、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査が考えられる。

③ 児童生徒の自殺という最悪の事態が生じた場合

児童生徒の自殺という事態が起こった場合の在り方については、その後の自殺防止に資するという観点から、自殺の背景調査を実施することが必要になる。この調査においては、亡くなった児童生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し、再発防止策を講ずることをめざし、遺族の気持ちに配慮しながら行う。

ア 背景調査に当たり、遺族が当該児童生徒を最も身近に知り、また、背景調査についても切実な心情を持つことを認識し、その要望・意見を十分に聴取するとともに、できる限り丁寧に遺族に説明を行う。

イ 在校生及びその保護者に対してもできる限り丁寧な説明を行う。

ウ 学校の設置者または学校は、遺族に対して主体的に、在校生へのアンケート調査や一斉聴き取り調査を含む詳しい調査の実施を提案する。

エ 詳しい調査を行うに当たり、学校の設置者または学校は遺族に対して調査の目的、目標、調査を行う組織の構成等、調査の概ねの期間や方法、入手した資料の取り扱い、遺族に対する説明の在り方や調査結果の公表に関する方針等についてできる限り丁寧に説明を行う。

オ 背景調査においては、できる限り速やかに偏りなく資料や情報を収集し、それらの信頼性の吟味も含めて客観的に特定の資料や情報にのみ依拠することなく総合的に分析評価を行うよう努める。

カ 客観的な事実関係の調査を迅速に進める必要があり、それらの事実の影響についての分析評価については、専門的知識及び経験を有する者の援助を求めることが必要であることに留意する。

キ 情報発信・報道対応については、プライバシーへの配慮のうえ、正確で一貫した情報提供が必要であり、初期の段階で情報がないからとってトラブルや不適切な対応がなかったと決めつけたり、断片的な情報で誤解を与えたりすることのないよう留意する。なお、亡くなった児童生徒の尊厳の保持や子どもの自殺は連鎖（後追い）の可能性のあることを踏まえ、報道の在り方に特別の注意が必要であり、WHO（世界保健機関）による自殺報道への提言を参考にする。

(5) 調査結果の提供及び報告

① いじめを受けた児童生徒及びその保護者への適切な情報の提供

町教育委員会または学校はいじめを受けた児童生徒やその保護者に対して事実関係

等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのような対応をしたか）について、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して説明する。この情報の提供に当たっては、適時・適切な方法で経過報告があることが望ましい。これらの情報の提供に当たっては、町教育委員会または学校は、他の児童生徒のプライバシーに保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。

② 調査結果については、町教育委員会より町長に報告する。

(6) 調査結果を受けた町長による再調査及び措置

① 再調査

調査結果の報告を受けた町長は、当該報告に係る重大事態への対処または当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要があると認めるときは、再調査を行う。

② 再調査を行う機関の設置

再調査を実施する機関については、町長が副町長を委員長、町管理職の中から委員を任命し、「いじめ問題特別調査委員会」を設置する。また、町長が必要があると認める場合は、弁護士等専門的な知識・経験を有する者の意見を求めながら再調査を進める。

③ 再調査の結果を踏まえた措置等

町長は、再調査の結果を議会に報告する。町長及び教育員会は再調査の結果を踏まえ、当該調査に係る重大事態への対処または当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずる。

#### IV その他

町は、本町のいじめ防止等の取組み状況や国の動向等を勘案して、基本方針の見直しを検討し、必要があると認めたときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。